

第二次一括法による都市公園法改正に係る県立都市公園条例の改正について

1 改正の内容

都市公園法により条例委任された「公園の設置基準」「公園施設の設置基準」について県立都市公園条例に規定する改正を行う。 参考：条例新旧対照表

項目	参酌基準	宮城県の基準
住民一人当たりの都市公園の敷地面積の基準	都市公園法施行令第1条の2	市町村毎の標準は各市町村が規定するため、県域での標準を規定する。 → 独自基準
公園の配置及び規模の基準	都市公園法施行令第2条	参酌基準どおり ただし、県が整備しない住区基幹公園については規定しない。
公園施設の建ぺい率	都市公園法第4条	参酌基準どおり
建ぺい率の上乗せ	都市公園法施行令第6条	参酌基準どおり

※住区基幹公園とは：主に徒歩圏内の住民が利用する街区公園・近隣公園・地区公園という種別の公園。県が整備してはいけないという規定はないが、主に市町村が整備する規模の公園である。

2 参酌について

参酌して定めることとされていることから、条例に規定するにあたり以下の参酌を実施。

① 現状の整理

県立都市公園7公園	仙台港多賀城地区緩衝緑地（緩衝緑地）、松島公園（風致公園）、宮城野原公園（運動公園）、矢本海浜緑地・岩沼海浜緑地・宮城県総合運動公園・加瀬沼公園（広域公園）
配置及び規模	緩衝緑地は、仙台港工業地帯の公害等の緩衝を目的として配置、風致公園は、松島の風致の享受を目的として配置。広域公園、運動公園は容易に利用しやすいよう配置し、それぞれ機能を十分発揮できる規模で整備。→ 現状は参酌基準どおり
建ぺい率	全県立都市公園 → 現状は参酌基準の規定内
一人当たり都市公園の敷地面積について（総量の基準）	県は市町村毎の一人当たり公園面積の現状を勘案して公園を配置していない。参酌基準は住民を対象としている公園の設置基準であると考え、より広域的な利用を対象としている県立都市公園の設置基準としては取り扱ってきていない。 → 県立都市公園の実情にあわせた独自基準の検討が必要

② 関係課意見照会

県立都市公園を所管する観光課，スポーツ健康課に照会を行ったところ，観光課からは意見なし。スポーツ健康課からは「宮城野原公園について今後の運動施設の拡張の可能性から建ぺい率の独自基準が必要になってくることが考えられる」と意見があった。

③ パブリックコメント

平成 24 年 9 月 3 日～10 月 3 日まで一ヶ月間実施。意見等なし。

3 独自基準について

「住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準について」独自形式の基準を設定する。

（参酌基準：施行令第1条の2）

一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内の都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準は、十平方メートル以上とし、当該市町村の市街地の都市公園の当該市街地の住民一人当たりの敷地面積の標準は、五平方メートル以上とする。

一の市町村の区域内の都市公園の敷地面積の標準については、各市町村がそれぞれ参酌を行い地域の実情に合わせて設定することとなるため、県が統一的に定めないこととする

市街地規定については住区基幹公園の計画的配置を勘案し規定されているものであり、これらの種別の公園について県は整備しないことから規定しない。

（県の独自基準）

公園（県立都市公園）は、県の区域内の都市公園の県民一人当たりの敷地面積を十平方メートル以上を標準として設置するものとする。

- ・【県内の都市公園（国・県・市町村営全て）の敷地面積】÷【県の総人口】>10㎡
- ・現状の県民一人当たりの都市公園敷地面積は約14㎡であり、人口減少傾向及び都市公園保存規定（法第16条）より、10㎡以下に落ち込む可能性は低いと思われる。

4 その他

- ・施行日：平成25年4月1日